

令和4年 第8回 上富田町農業委員会会議録

下記日程のとおり、上富田町農業委員会総会を招集した。

1. 開催日時 令和4年8月10日 午前9時00分～
2. 開催場所 上富田町役場 大会議室（2階研修室）
3. 出席委員 （8名）

1番 前地 孝俊	2番 小倉 紳示	3番 森 隆
4番 田上 彰伸	5番 出羽 郁子	6番 田中 允雄
7番 山本 哲也	8番 山本 善吾	
4. 欠席委員 （0名）
5. 議事日程
6. 報告 第1号 電気事業の送電用電気工作物等の設置届出の受理について
報告 第2号 農地改良届出について
議案 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
議案 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
7. 農業委員会事務局職員 局長 吉田 忠弘
8. 議事内容 次のとおり

開会 議長	<p>定刻になりましたので、ただいまより令和4年第8回上富田町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>定足数に達していますのでこれより会議を開催します。</p> <p>会期はただいまより午後5時00分までと致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
全員	「異議なし。」
議長	<p>ご異議なしとのことでございます。</p> <p>会期はただ今より午後5時00分までとさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員さんは、3番 森 隆 委員 4番 田上 彰伸 委員 よろしくお願ひ致します。</p>
議長	それでは、議事日程に従って進めてまいりたいと思います。
議長	報告第1号「電気事業の送電用電気工作物等の設置届出の受理について」事務局より説明願ひます。
事務局	<p>報告第1号「電気事業の送電用電気工作物等の設置届出の受理について」 農地法第5条第1項第7号（農地法施行規則53条第1項第11号）の規定による届出について、下記のとおり受理したことをここに報告する。</p> <p>令和4年8月10日提出 上富田町農業委員会会長 山本 善吾</p> <p>番号1 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 他1筆です。 地目 登記簿は「山林」、現況は「畑」です。 合計面積 917.56㎡ です。 譲渡人・貸付人 ○○○○氏 ○○市○○ ○○番地○○、農業 ○○○○氏 持分2/5 ○○番地○○、農業 ○○○○氏 持分2/5 ○○番地○○、農業 ○○○○氏 持分1/5 ○○番地○○、農業です。 譲受人・借受人 ○○株式会社 ○○市○○番地○○、○○事業です。 転用目的 鉄塔の新設（恒久転用）、作業場の設置・旧鉄塔の除去（一時転用）です。 隣接農地は譲渡人、貸付人所有地のみです 水利組合同意はなしです。当該地に該当する水利組合はありません。 位置図は8頁です。 以上です。</p>

議長 それでは、報告第1号番号1につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

全員 （「異議なし。」の声あり。）

議長 「異議なし。」とのことでございますので、報告どおりといたします。

議長 報告第2号「農地改良届出について」事務局より説明願います。

事務局 報告第2号「農地改良届出について」
下記農地につき、農地改良届出があったので報告する。
令和4年8月10日提出 上富田町農業委員会会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 他2筆です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

合計面積 1,366 m²です。

種別 田畑転換です。

届出者 ○○○○氏、○○市○○ ○○番地○○、○○です。

変更理由 野菜、果樹の栽培に転換したく、本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意は、○○○○氏です。

水利組合同意は、○○水路組合です。

盛土は最大0.8mです。

雨水は自然浸透、余水は既設水路へ放流とのことです。

位置図は9頁です。

以上です。

議長 それでは、報告第2号番号1につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

全員 （「異議なし。」の声あり。）

議長 「異議なし。」とのことでございますので、報告どおりといたします。

議長 続いて、議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認につ

いて（利用権貸借）」事務局より説明願います。

事務局

議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年8月10日提出 上富田町農業委員会会長 山本善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外1筆です。

地目 登記簿は「畑」、現況は「山林」です。

農振区分 農用内です。

合計面積 1,288 m²です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者 被相続人 ○○○○氏 代表相続人 ○○○○氏、○○市○○○○番地○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁2-1です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 畑です。

期間 10年間です。

備考欄 キウイです。

補足説明します。

今月は、その他、利用権の再設定は2件ありました。

新規の利用権設定計画はこの1件のみです。

また、計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上です。

議長

それでは、議案第1号番号1について、ご意見、ご質疑ございませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議長

意義なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員

「異議なし」。

議長

それでは「可」と決定いたします。

議長

続いて、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議願いたい。
令和4年8月10日提出 上富田町農業委員会会長 山本善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 他1筆です。

地目 登記簿、現況ともに「畑」です。

農振区分 農用外です。

面積 533 m²です。

権利種別 3条有償移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積 明記のとおりです。

申請事由 元々農家ではなく、農地の維持管理が困難となっていたためです。

譲受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積 明記のとおりです。

申請事由 農業経営規模を拡大するためです。

備考欄 野菜です。

番号2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「畑」です。

農振区分 農用外です。

面積 2,382 m²です。

権利種別 3条有償移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積 明記のとおりです。

申請事由 高齢により、農地の管理が困難であるためです。

譲受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積 明記のとおりです。

申請事由 農業経営規模を拡大するためです。

備考欄 梅です。

以上です。

議長

それでは、議案第2号番号1について、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長

異議なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員

「異議なし」。

議長

それでは「可」と決定いたします。

議案第2号番号2について、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長

異議なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員

「異議なし」。

議長

それでは「可」と決定いたします。

議長

続いて、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議願いたい。
令和4年8月10日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

面積 443㎡です。

申請人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、農業です。

転用目的 貸駐車場です。

施設等 貸駐車場 443㎡です。

転用理由 申請地を農地として利用継続するには、年齢、収益を考慮すると負担にな

るため、貸駐車場として収益を上げるため本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意は〇〇〇〇氏です。

水利組合同意は〇〇水路組合です。

盛土は最大 0.3m です。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は既設水路へ放流とのことです。

位置図は 10 頁です。

補足説明します。

受付番号 1 の申請地については、農業振興地域の農用地外で、甲種、第 1 種、第 3 種農地以外の農地であり、中山間に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。

また、書類を精査したところ、農地法第 4 条第 6 項の各号の許可できない基準には、該当していないため、許可の基準要件のすべてを満たしています。

精査内容は、「資力・信用」「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」「転用行為の確実性」「関係機関との協議進捗状況」また、「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」などを見ても問題はなく、許可要件のすべてを満たしています。

以上です。

議長

それでは、現地調査の結果報告をお願いします。

6 番

6 番 田中、現地調査の結果を報告します。

議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」

番号 1 農地の所在 〇〇字〇〇 〇〇番〇〇 面積 443 m²です。

地目は、登記簿、現況ともに「田」です。

転用目的は、貸駐車場です。

高齢により農地の管理が困難となり、貸駐車場として収益を上げるため本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。

盛土は最大 0.3m です。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は既設水路へ放流とのことです。

よって、現地では可としています。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第3号番号1につきまして、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 「異議なし」とのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは、「可」と決定いたします。

議長 続いて、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議願いたい。
令和4年8月10日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

面積 1,993 m²です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、無職です。

譲受人 有限会社○○、○○市○○ ○○番地○○、土木建設業です。

転用目的 露天資材置場です。

施設等 露天資材置場 1,993 m²です。

転用理由 譲受人は当該地周辺において資材置場用地を探していたところ、高齢により農地の管理が困難となっていた譲渡人と話しがまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意は○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏です。

水利組合同意は○○水利組合です。

盛土は最大0.5mです。

汚水及び雑排水は発生しない。

雨水は自然浸透とのことです。

位置図は11頁です。

番号2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

面積 811 m²です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、農業です。

譲受人 有限会社○○、○○町○○ ○○番地○○、土木建築業です。

転用目的 建売住宅です。

施設等 2階建5棟、建築面積206 m²、道路・駐車場等1,530 m²、番号3と一体での計画です。

転用理由 譲受人は当該地周辺において建売住宅用地を探していたところ、農地の管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意は○○○○氏、○○○○氏です。

水利組合同意は○○水利組合です。

盛土は最大0.7mです。

汚水及び雑排水は農業集落排水へ接続です。

雨水は敷地内に側溝を設置し、既設水路へ放流とのことです。

位置図は12頁です。

番号3

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

面積 925 m²です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、農業です。

譲受人 有限会社○○、○○町○○ ○○番地○○、土木建築業です。

転用目的 建売住宅です。

施設等 2階建5棟、建築面積206 m²、道路・駐車場等1,530 m²、番号2と一体での計画です。

転用理由 譲受人は当該地周辺において建売住宅用地を探していたところ、農地の管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意は○○○○氏です。

水利組合同意は○○水利組合です。

盛土は最大0.7mです。

汚水及び雑排水は農業集落排水へ接続とのことです。

雨水は敷地内に側溝を設置し、既設水路へ放流とのことです。

位置図は12頁です。

番号4

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 他2筆です。

地目 登記簿、現況は「田」及び「畑」です。

合計面積 471㎡です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、無職です。

譲受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、造園業です。

転用目的 資材置場です。

施設等 造園用資材置場 471㎡です。

転用理由 譲渡人は高齢により農地の管理が困難となっていたところ、自宅近辺で作業効率の良い造園用資材置場用地を探していた譲受人と話しがまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意は○○○○氏、○○○○氏です。

水利組合同意は○○水路組合です。

切土・盛土はありません。

汚水及び雑排水は発生しないとのことです。

雨水は自然浸透とのことです。

位置図は13頁です。

以上です

補足説明します。

受付番号1から4の申請地については、農業振興地域の農用地外で、甲種、第1種、第3種農地以外の農地であり、中山間に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可できない基準には、該当していないため、許可の基準要件のすべてを満たしています。

精査内容は、「資力・信用」「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」「転用行為の確実性」「関係機関との協議進捗状況」また、「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」などを見ても問題はなく、許可要件のすべてを満たしています。

以上です。

議長

それでは、現地調査の結果報告をお願いします。

6番

6番 田中、現地調査の結果を報告します。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

番号1 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積1,993㎡です。

地目は、登記簿、現況ともに「田」です。

転用目的は、露天資材置場です。

高齢により農地の管理が困難となっていた譲渡人と資材置場用地を探していた譲受人との間で話しがまとまり本申請に至ったとのことです。

隣接農地の同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。

盛土は最大0.5mです。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透とのことです。

よって、現地では可としています。

番号2 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積811㎡です。

地目は、登記簿、現況ともに「田」です。

転用目的は、建売住宅です。

農地の管理が困難となっていた譲渡人と当該地周辺において建売住宅用地を探していた譲受人との間で話しがまとまり本申請に至ったとのことです。

隣接農地の同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。

盛土は最大0.7mです。

汚水及び雑排水は農業集落排水へ接続します。

雨水は敷地内に側溝を設置し、既設水路へ放流します。

よって、現地では可としています。

番号3 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積925㎡です。

地目は、登記簿、現況ともに「田」です。

転用目的は、建売住宅です。

農地の管理が困難となっていた譲渡人と当該地周辺において建売住宅用地を探していた譲受人との間で話しがまとまり本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。

盛土は最大0.7mです。

汚水及び雑排水は農業集落排水へ接続します。

雨水は敷地内に側溝を設置し、既設水路へ放流します。

よって、現地では可としています。

番号4 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 他2筆 合計面積は471㎡です。

地目は、登記簿、現況は「田」及び「畑」です。

転用目的は、造園用資材置場です。

高齢により農地の管理が困難となっていた譲渡人と造園用資材置場用地を探していた譲受人との間で話しがまとまり本申請に至ったとのことです。

隣接農地の同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。

切土・盛土はありません。

汚水及び雑排水は発生しません。
雨水は自然浸透とのことです。
よって、現地では可としています。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、議案第4号番号1について、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。
議案第4号番号2から3については一体の転用であるため、一括で審議したいと思
いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 それでは、議案第4号番号2番号3について、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。
続いて、議案第4号番号4について、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。

議長

提出された議案が全て終わりましたが、何かございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長

ないということですので、農業委員会の総会を閉会したいと思います。

閉会

令和4年8月10日

この議事録については、事務局 大橋 一輝 が記録した。

会 長

署名委員

3番

4番

※署名については、別紙原本にて行っています。